

放課後児童応援し隊「サポーター」事業企画提案募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

放課後児童応援し隊「サポーター」事業運営業務

(2) 目的

放課後児童クラブ及び児童館（以下「放課後児童クラブ等」という。）において、児童に文化・スポーツ・自然体験など多様な体験活動の機会を提供するため、その機会を提供する個人及び団体を「サポーター」として募集・登録するとともに、放課後児童クラブ等に派遣することにより、児童の豊かな感性の醸成、自主性・社会性の向上を図る。

(3) 実施方法

本事業は公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

委託業務仕様書(別添1)のとおり

(5) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(6) 委託料上限額

1, 835千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加要件等

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 役員（法令の監査及び監事を含む。）のうちに、次に該当する者がいないこと。

（a）民法に規定する制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第16条第1項の審判を受けた被補助人をいう。）

（b）破産者で復権を得ない者

（c）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 徳島県物品等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申し立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者。

オ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者。

カ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ク 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。

3 参加表明書の提出について

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加表明書（様式第1号）に必要書類を添付の上、3（2）まで提出すること。

（1）受付期間

令和7年5月23日（金）から6月4日（水）までの土日・祝日を除く
午前9時から午後5時まで

（2）受付場所

徳島県こども未来部こども家庭支援課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-2731
ファクシミリ番号 088-621-2843
電子メールアドレス kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

（3）提出方法

持参又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。
持参する場合は、3（2）まで電話により連絡してから来庁すること。

4 企画提案書の受付について

企画提案書（様式第2号）に必要書類を添付の上、3（2）まで提出すること。

（1）提出部数

6部

（2）提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時必着

（3）提出方法

持参又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。
持参する場合は、3（2）まで電話により連絡してから来庁すること。

5 質問の受付

（1）受付期限

質問は、企画提案書、仕様書及び手続きに限るものとし、令和7年6月4日（水）17時必着とする。

（2）提出方法

質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、3（2）まで電子メール（件

名を「放課後児童応援し隊「サポーター」事業運営業務」とすること。)により提出するものとする。

また、質問書を提出した場合は、必ず、3（2）まで電話により連絡すること。

(3) 質問に対する回答

参加表明書を提出した者全員に、質問事項及び回答内容を電子メールにて送付する。

6 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額を超えた場合
- オ 本要項に違反すると認められた場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合
- ク 提出期限までに4に定める企画提案書の提出がない場合

(2) その他

- ア 応募は1提案者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。
なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 提出された企画提案書は、原則として提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- オ 選定結果にかかわらず、応募にかかる全ての経費は、提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- カ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

7 審査及び選定方法

(1) 選定方法

- ア 提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選考委員会において、審査を行った上で、最優秀提案者を選定する。
- イ 選考委員会は「審査基準」（別添2）に基づき、点数で企画提案書の内容を評価し、予算の範囲内で委員の合議により契約候補者を特定する。

ウ 選考委員会は非公開とし、評価内容に関する質問等は受け付けない。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

8 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選考委員会で選定された最優秀提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 その他

本事業の実施に当たっては、本事業実施要領及び募集要項、委託契約書、徳島県契約事務規則等を遵守すること。